

日整連「自動車整備業賠償共済保険」は、

こんな事故もお支払いしています!

～火災保険水災保険特約のおすすめ～



お支払いした事故例

- 雹(ひょう)が降り、駐車場にあったお客様のお車7台が損壊。
- 200万円の保険金をお支払い。

自然災害は台風・洪水だけではありません。

● 車両賠償保険では補償されません。

車両賠償保険(自動車管理者賠償責任保険)では、自然災害によってお客様のお車が損壊した場合など、整備工場に賠償責任が発生しない事故はお支払いの対象となりません。

● 補償の追加ができますのでご安心ください。

日整連の自動車整備業賠償共済保険では、洪水などの水災や風災、ひょう災、雪災などによる保管中のお客様のお車の損壊を補償する「火災保険水災保険特約」をご案内しております。

ご加入期間の途中でも火災保険水災保険特約を追加することができます。
お手続き方法については、下記のお取扱窓口までお問い合わせください。

※このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容については、「日整連自動車整備業賠償共済保険」パンフレットをご参照ください。なお、ご不明な点については、取扱代理店または引受損害保険会社にお問い合わせください。

<保険契約者>

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会
〒106-6117 東京都港区六本木6-10-1 TEL: 03-3404-6141

<取扱代理店>

一般財団法人全国中小企業共済財団(全共済)
〒102-0093 東京都千代田区平河町1-4-12 TEL: 03-3264-1511

お取扱窓口

<引受損害保険会社>

- 幹事 / 共栄火災海上保険㈱
営業統括本部
〒105-8604 東京都港区新橋1-18-6 TEL: 03-3504-3422
- 副幹事 / 損害保険ジャパン日本興亜㈱
- 副幹事 / 東京海上日動火災保険㈱
あいおいニッセイ同和損害保険㈱ 大同火災海上保険㈱
日新火災海上保険㈱ 富士火災海上保険㈱
三井住友海上火災保険㈱

(50音順)